

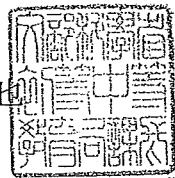


26初児生第9号  
平成26年4月23日

各都道府県教育委員会指導事務主管部課長  
各指定都市教育委員会指導事務主管部課長  
各都道府県私立学校主管部課長  
附属学校を置く各国立大学法人の長 殿  
株式会社立学校を認定した各市町村担当部課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

内藤 敏



(印影印刷)

#### 「いじめ防止対策推進法基礎資料と対応のポイント」の配布について（周知）

文部科学省においては、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）及び「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「国的基本方針」という。）の周知徹底を図るため、「いじめの防止等に関する取組に関する普及啓発協議会」の開催や、各地域で実施される説明会等に文部科学省職員を講師派遣する等の取組を行っています。

各地域・学校におかれても、過年度より、基本方針の策定や組織の設置など、適切に取り組んでいただいていることと存じますが、文部科学省としては、新年度に入ったこの機会を捉えて改めて、法及び国的基本方針を踏まえた対応が適切に行われているか確認いただき、なお一層の取組強化につなげていただくことが必要と考えております。

また、この4月より、学校や地方公共団体関係部局等に新たにいじめの問題の担当となった方々におかれましても、法及び国的基本方針を理解いただき、適切な対応をお願いしたいと考えております。

このたび文部科学省において、これまで文部科学省が開催する各種会議の場で活用してきた資料の中から、新任の担当者向けに、いじめ防止対策推進法に関する基礎資料や対応のポイントがわかる資料を別添のとおり、改めてまとめました。新任の担当者のみならず、広く活用されることを期待しております。

については、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県にあっては所管の私立学校に対し、国立大学法人にあつては設置する附属学校に対し、株式会社立学校を認定した市町村にあっては認可した学校に対し、別添資料について周知を図るとともに、法及び国的基本方針に基づく取組が確実に実施されるよう、御指導をお願いします。

# いじめ防止対策推進法 基礎資料と対応の ポイント

文部科学省児童生徒課  
平成 26 年 4 月

出典：平成 26 年 4 月 23 日付文部科学省初等中等教育局児童生徒課長『いじめ防止対策推進法基礎資料と対応のポイント』の配布について（周知）より小西洋之事務所作成  
平成 26 年 4 月 28 日 参議院決算委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

# 目次

## 【法律・基本方針】

いじめ防止対策推進法（概要）	2
いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）	4
いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議（衆・参）	12
いじめの防止等のための基本的な方針（概要）	14
いじめ防止基本方針の策定について（通知）	16
いじめの防止等のための基本的な方針	18
別添1 いじめ防止対策推進法に定める組織	57
別添2 学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント	59

## 【説明資料（基本方針全般）】

「いじめ防止対策推進法」及び国といじめ防止基本方針について	68
-------------------------------	----

## 【重大事態への対応】

学校用 重大事態対応フロー図	93
設置者用 重大事態対応フロー図	94
いじめ防止対策推進法を踏まえた職能団体との連絡体制について (事務連絡)	95

## 【学校関係】

知っていますか「いじめ防止対策推進法」[学校編]	106
組織的ないじめ対応の流れ	107
学校が読む「いじめ防止対策推進法」概要	108
学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント	110

## 【地域・家庭】

知っていますか「いじめ防対策推進法」	115
いじめとは、何か	116
「いじめのサイン発見シート」配布について（事務連絡）	117
「生徒指導リーフ」「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A（国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター）	119

# 【法律・基本方針】

出典：平成 26 年 4 月 23 日付文部科学省初等中等教育局児童生徒課長『いじめ防止対策推進法基礎資料と対応のポイント』の配布について（周知）より小西洋之事務所作成  
平成 26 年 4 月 28 日 参議院決算委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

## いじめ防止対策推進法（概要）

### 第一章 総則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

### 第二章 いじめの防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体は、「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）を定めること。  
※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務
- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

### 第三章 基本的施策／第四章 いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として、①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として、⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動等について定めること。
- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として、①いじめの事実確認と設置者への結果報告、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの警察との連携について定めること。
- 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

### 第五章 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又は学校は、重大事態（※）に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとすること。  
（※）  
一 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき  
二 いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 2 学校の設置者又は学校は、1の調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとすること。
- 3 学校は、重大事態が発生した旨を地方公共団体の長等（※）に報告、地方公共団体の長等は、必要と認めるときは、1の調査の再調査を行うことができ、また、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるものとすること。

※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

### 第六章 雜則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

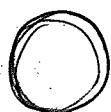


25文科初第814号

平成25年10月11日

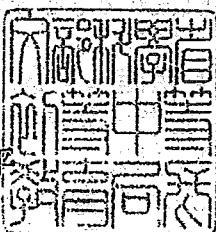
各都道府県教育委員会  
各指定都市教育委員会  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学法人学長  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長  
各私立高等専門学校を設置する学校法人の長  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条第  
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

殿

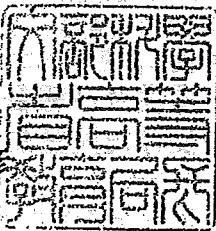


文部科学省初等中等教育局長

前川 喜



(印影印刷)



(印影印刷)

文部科学省高等教育局長

布村 幸

### いじめ防止基本方針の策定について（通知）

第183回国会（常会）において成立し、平成25年法律第71号として平成25年6月28日に公布された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）については、平成25年9月28日に施行されました。

法第11条においては、文部科学大臣が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「国的基本方針」という。）を策定することとされておりますが、このたび別添のとおり、国的基本方針を策定しました。

文部科学省においては、今後、国的基本方針に基づき、いじめの問題に関する対策

出典：平成26年4月23日付文部科学省初等中等教育局児童生徒課長『「いじめ防止対策推進法基礎資料と対応のポイント」の配布について（周知）』より小西洋之事務所作成  
平成26年4月28日 参議院決算委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

## 【説明資料】

出典：平成 26 年 4 月 23 日付文部科学省初等中等教育局児童生徒課長『いじめ防止対策推進法基礎資料と対応のポイント』の配布について（周知）より小西洋之事務所作成  
平成 26 年 4 月 28 日 参議院決算委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

## 第2 対策の内容に関する事項

### 2. 地方公共団体が実施すべき施策

#### ① 地域基本方針の策定

- ・ 国の基本方針を参考に、条例などの形で、地域基本方針を定めることが望ましい

#### ② いじめ問題対策連絡協議会の設置

- ・ いじめ問題対策連絡協議会を設置することが望ましく、その構成員は、地域の実情に応じて決定

#### ③ 第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関の設置

- ・ 地域の実情に応じ、附属機関を設置することが望ましい
- ・ この附属機関には、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めることが必要

#### ④ 地方公共団体が実施すべき施策

- ・ 地方公共団体として実施すべき施策、学校の設置者として実施すべき施策

### ① 地域基本方針の策定

#### ○ いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「地方いじめ防止基本方針」という。)を定めるよう努めるものとする。

#### 【基本方針p. 13】

- ・ 地方公共団体は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針を参考にして、当該地方公共団体におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、条例などの形で、「地域基本方針」を定めることが望ましい。

(例) いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、当該地域におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める等

- ・ 地域基本方針は、当該地方公共団体の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、当該地域において体系的かつ計画的に行われるよう、講じるべき対策の内容を具体的に記載することが想定される。

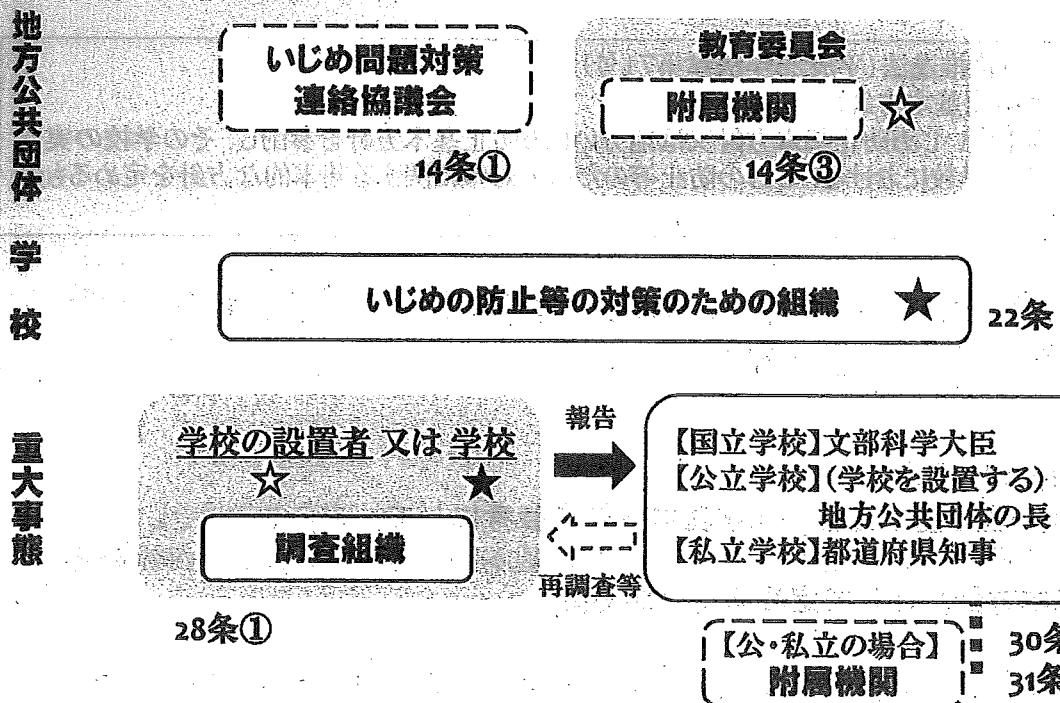
### ③ 第14条第3項に規定する 教育委員会の附属機関の設置

#### 【基本方針p.14~】

- 地域基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うため、地域の実情に応じ、附属機関を設置することが望ましい
- 設置するには、設置根拠となる条例の制定が必要
- 附属機関の機能は地域基本方針の内容に応じ、地方公共団体ごとに異なる。  
(例) いじめの防止等のための調査研究、公立学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、問題の解決を図る、等
- 教育委員会の附属機関であるため、地方公共団体が自ら設置する公立学校におけるいじめの防止等の対策の実効的実施が直接の設置目的となる
- また、第28条に規定する重大事態に係る調査を学校の設置者として教育委員会が行う場合、この附属機関を、調査を行う組織とすることが望ましい

#### 組織の設置イメージ

実線は法律上必置の組織。点線は法律上任意設置の組織。星印(☆, ★)の組織は兼ねることも考えられる



【星印の組織を兼ねることとする場合の留意事項】

☆：附属機関の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の個人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努めることが求められる

★：法第22条に規定する組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられる

# ① 学校いじめ防止基本方針の策定

【基本方針p. 21～】

(具体的な内容の例)

- いじめの防止に資する多様な取組の包括的な方針や具体的な内容
- 校内研修等、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組
- いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法、年間計画 等

(PDCAサイクル)

- 学校の実情に即してきちんと学校基本方針が機能しているかを点検・見直すPDCAサイクルを盛り込んでおくことが望ましい

(策定方法と公開)

- 検討段階から保護者等地域の方にも参画いただくことが有効
- 学校基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意
- 策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開する

万が一、まだ策定されていない学校があれば、早急に策定をお願いします。  
なお、今年度5月1日現在の策定状況について、問題行動等調査(児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査)と並行して調査を実施中です(平成26年2月調査票発出)。

# ② 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

- いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

すべての学校は、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を置くことが、法律で義務づけられています

【基本方針p. 22～】

- ・ 学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことが明示的に規定された

→ いじめに対しては、「学校が組織的に対応することが必要であること」「必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することができる」と期待されることから置かれた規定

## ② 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

【基本方針p. 22~】

### (組織が担う役割の具体的な例)

- ◆ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ◆ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ◆ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ◆ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

### (組織構成の考え方)

- ・ いじめの防止や早期発見、いじめへの対処の中核となる組織として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定。また、個々の場面に応じ、関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織とする
- ・ 「学校管理部会」や「生徒指導部会」等の既存の組織を活用して法律に基づく組織として機能させることも可
- ・ 適切に外部専門家の助言を得ながら機動的に運用できるよう工夫する（全体会とその下の部会等に役割を分けておくなど）

## ② 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

【基本方針p. 22~】

### (特定の教員で抱え込まない仕組みづくり)

- ・ いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談
- ・ 当該組織に集められた情報は整理して記録し、情報の集約と共有化を図る

### (PDCAサイクル・取組検証)

- ・ 当該組織は、各学校の学校基本方針の策定や見直しや取組状況のチェック、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、PDCAサイクルで検証を担う役割も期待

### (その他)

- ・ 「重大事態の調査」のための組織の母体ともなりうる（後述）

万が一、まだ設置していない学校があれば、早急に設置をお願いします。なお、今年度5月1日現在の設置状況について、問題行動等調査（児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査）と並行して調査を実施中です（平成26年2月調査票発出）。

# 基本的考え方(国の基本方針より)

## ii) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装つて行われたりするなど、大人が気付くにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

## iii) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

### (参考)組織的ないじめ対応イメージ

- 随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応
- 常に状況把握に努める

#### いじめ情報



##### ① 情報を集める

- 教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他から「組織」に情報を集める
  - ・いじめを発見した場合は、その場での行為を止める

##### ② 指導・支援体制を組む

- 「組織」で指導・支援体制を組む
  - (学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担)

##### ③-A 子供への指導・支援を行う

- いじめられた児童生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教員、家族、地域の人等)と連携し、寄り添い支える体制をつくる
- いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む
- いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくとも、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える

##### ③-B 保護者と連携する

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒(加害、被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う

## 4. 重大事態への対処

### 法律第5章「重大事態への対処」概要

1 学校の設置者又は学校は、重大事態(※)に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う

- ※ ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき  
② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

2 学校の設置者又は学校は、1の調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する

3 学校は、重大事態が発生した旨を地方公共団体の長等(※)に報告、地方公共団体の長等は、必要と認めるときは、1の調査の再調査を行うことができ、また、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるものとすること。

※ 公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

### 重大事態への対応フロー

#### ① 重大事態の意味

ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- 児童生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
- 等を想定

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合は、迅速に調査に着手）

※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる

# 重大事態への対応フロー

## ② 重大事態の発生の報告

- 1 学校から学校の設置者に、重大事態の発生を報告
- 2 設置者から地方公共団体の長等に、重大事態の発生を報告

## ③ 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

以下のような場合には設置者において調査を実施

- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
- 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

# 重大事態への対応フロー

## ④ 調査を行うための組織

- ・学校の設置者又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設けることとされている。
- ・この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

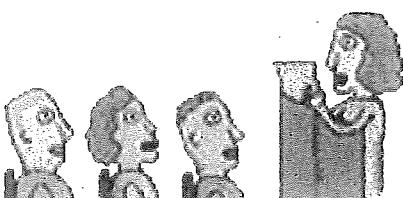
## より詳しい指針について

- 子どもの自殺が起きたときの調査の指針
  - 「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」にて見直し検討中
  - 全体の見直しのほか、いじめ防止対策推進法に基づく「重大事態」としての措置の取扱いに関する記載していく方向。
  - 今年度できるだけ早く審議まとめができるよう検討中。
- いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号「相当の期間欠席」のケースに関する指針
  - 試案を作成（別途配布）、現在、試案ではわかりにくい点やより効果的な指針とするための意見を募集していた。
  - 今後は、重大事態の発生の状況や、各地域からの意見等を踏まえ、有識者にも諮ったうえで指針として策定予定（来年度）。
- ※ 不登校児童生徒への支援方策全般に係る検討も来年度、並行して実施する予定であり、この中に、いじめ防止対策推進法の措置も適切に位置づけていくことを想定。

ご静聴、ありがとうございました。

行政説明のご依頼は、児童生徒課生徒指導室（生徒指導企画係又はいじめ対策支援第1係）で受け付けています。

Mail s-sidou@mext.go.jp



事務連絡  
平成 26 年 3 月 19 日

各都道府県教育委員会指導事務主管課  
各指定都市教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
附属学校を置く各国立大学法人担当課 御中  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項  
の認定を受けた各地方公共団体の担当課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

いじめ防止対策推進法を踏まえた職能団体との連絡体制について

平素より、文部科学行政に御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。  
さて、文部科学省においては、いじめ防止対策推進法に規定される、各地域における組織等の設置に対する支援を行うために各職能団体との連絡体制を構築することとしており、各地域における学校等と職能団体との相互連絡が円滑に取り行えるよう体制の整備をしております。

具体的には、別紙のとおり、互いの最初の連絡窓口は、便宜上都道府県単位（指定都市教育委員会にあっては指定都市）で設定し、最初の連絡以降も同じ窓口を介す必要があるかどうかは、個別に職能団体と相談するようにしてはどうかと考えています。

現在、職能団体には、各団体の都道府県別・地域ブロック別等の窓口一覧を提供いただくよう依頼しているところであり、今後、教育委員会等側の窓口一覧と相互交換を行いたいと考えております。

つきましては、各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課におかれましては、貴課又は域内の教育委員会・学校が職能団体に推薦を依頼したい場合の連絡窓口を、各都道府県私立学校主管課におかれましては、貴課又は所轄する学校が職能団体に推薦を依頼したい場合の連絡窓口を、公立・私立学校別にお決めいただき、下記のとおり部署名等を御提供いただきますようお願いいたします。

なお、連絡体制の構築に関して、上記のほか、各職能団体には、別添の「参考：今後、職能団体等に送付予定の説明資料」の内容について、全国の地域組織に周知いただくようお願いしているところです。

【参考：国の基本方針での記載内容】

（いじめ防止基本方針「国が実施する施策」）

・各地域における組織等の設置に対する支援

地方公共団体・学校の設置者・学校が組織等を設ける場合、特に各地域における重大事態の調査において、公平・中立な調査組織を立ち上げる場合には、弁護士、医師、心理・福祉の専門家、学校教育に係る学識経験者などの専門的知識を有する第三者の参画が有効であることから、この人選が適切かつ迅速に行われるに資するよう、文部科学省は、それら専門家の職能団体や大学、学会等の団体との連絡体制を構築する。

#### 4. 国による「連絡体制の構築」

法や国の基本方針を踏まえ、現在各地において、組織等を平時から立ち上げるかどうか、立ち上げる場合に、いかなる組織構成とするか等について検討が進められています。これらは各組織を設置する主体が判断すべき事項ですが、組織設置を考えている地域では今後、教育委員会や関係部局から職能団体の各県支部や地元の大学に対して、組織の構成員となる方の推薦依頼などの相談があることが予想されます。

#### 5. 各団体等へのお願い

そこで、各種職能団体や大学等におかれましては、前述のような動きがあることをご承知おきいただき、全国に地域組織等がある場合にはそれらの組織等へ本紙の内容に関する周知をお願いしたく、また、もしも実際に推薦依頼があった場合には、円滑に組織が立ち上がるような協力等をお願いしたいと考えています。

もしも法や基本方針に関して不明な点がある場合などには、次頁記載の文部科学省の窓口でも、お答えすることが可能ですので、どうぞお問い合わせください。また、調査指針の見直しの状況など、関連情報についても、順次提供させていただきたいと考えています。

#### 6. 備考

同法においては、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を置くものとしています。（義務規定）

そのため、学校や教育委員会等から、貴団体の地域組織や構成員に直接参加の依頼があることも考えられ、この点についても併せて周知をお願いしたいと考えています。

組織名 (条文)	組織の設置趣旨	組織の担う役割例 (国の基本方針)	外部専門家の活用の考え方 (国の基本方針)
学校に置く「いじめの防止等の対策のための組織」(法第 22 条) 【設置義務】	当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため	・学校基本方針に基づく取組の実施 ・いじめの相談等の窓口となる ・いじめ等に係る情報収集や記録、共有 ・いじめの疑いに係る情報があったときには、事実関係の聴取や保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核となる 等	必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される

# 【学校関係】

出典：平成 26 年 4 月 23 日付文部科学省初等中等教育局児童生徒課長『いじめ防止対策推進法基礎資料と対応のポイント』の配布について（周知）より小西洋之事務所作成  
平成 26 年 4 月 28 日 参議院決算委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

# 学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント

## (案)

- 全ての学校は、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める
- 全ての学校は、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を設ける
  - ・ いじめへの対応は、校長を中心に一致協力体制を確立することが重要
  - ・ いじめに関する情報は特定の教職員が抱え込むのではなく、「組織」で情報共有し組織的に対応

### (1) いじめの防止のための措置

#### 《学級担任等》

- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成
- ・ はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す
- ・ 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う

#### 《養護教諭》

- ・ 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる

#### 《生徒指導担当教員》

- ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る
- ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む

#### 《管理職》

- ・ 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む
- ・ 児童生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける
- ・ いじめの問題に児童生徒自らが主体的に参加する取組を推進（例えば、児童会・生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）

出典：平成 26 年 4 月 23 日付文部科学省初等中等教育局児童生徒課長『いじめ防止対策推進法基礎資料と対応のポイント』の配布について（周知）より小西洋之事務所作成

平成 26 年 4 月 28 日 参議院決算委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

## (2) 早期発見のための措置

### 《学級担任等》

- ・ 日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ
- ・ 休み時間・放課後の児童生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う

### 《養護教諭》

- ・ 保健室を利用する児童生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く

### 《生徒指導担当教員》

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む
- ・ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知
- ・ 休み時間や昼休みの校内巡回や、放課後の校区内巡回等において、子供が生活する場の異常の有無を確認

### 《管理職》

- ・ 児童生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備
- ・ 学校における教育相談が、児童生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検

## (3) いじめに対する措置（※別紙：「組織的ないじめ対応の流れ」と連動）

### ① 情報を集める

### 《学級担任等、養護教諭》

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）
- ・ 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する
- ・ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う
- ・ その際、他の児童生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う
- ・ いじめた児童生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う

### 《「いじめの防止等の対策のための組織」（以下、「組織」という）》

※ いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」をいう。

当該学校の複数の教職員に加え、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などから構成されることが考えられる。なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任等から、学校の実情に応じて決定。

- ・ 教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める

# 【地域・家庭】

出典：平成 26 年 4 月 23 日付文部科学省初等中等教育局児童生徒課長『いじめ防止対策推進法基礎資料と対応のポイント』の配布について（周知）』より小西洋之事務所作成  
平成 26 年 4 月 28 日 参議院決算委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

# 知っていますか「いじめ防止対策推進法」

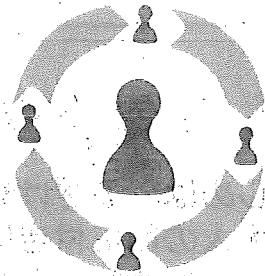
平成25年6月21日成立、6月28日公布、9月28日施行

いじめ防止対策推進法は、社会総がかりでいじめの問題に向き合い、対処していくための、基本的な理念や体制を定めた法律です



学校や地域のいじめの問題への対応が、「計画的」「組織的」に実行されます

- 各地域や学校で、いじめ防止等のための「基本方針」が策定され、法律や基本方針に基づいて取組が行われます
- 全ての学校がいじめの対策の「組織」を置き、いじめの未然防止から発見・対応に至るまで、この「組織」が中心となって取組が行われます



学校が、いじめの通報の窓口となります

- いじめかなと思ったら学校に連絡するなどの対応をお願いします

「重大事態」には調査組織を設置します

- 生命・身体に関わる事態について、専門家も交えた調査組織を置くなど、「重大事態」について事実関係を調査します

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第 2 条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

出典：平成 26 年 4 月 23 日付文部科学省初等中等教育局児童生徒課長『いじめ防止対策推進法基礎資料と対応のポイント』の配布について（周知）より小西洋之事務所作成  
平成 26 年 4 月 28 日 参議院決算委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

文部科学省  
国立教育政策研究所  
生徒指導・進路指導研究センター

# 「生徒指導リーフ」

「学校いじめ防止基本方針」策定 Q & A